

平成15年3月12日

日本弁理士会

会長 笹島 富二雄 殿

産業競争力推進委員会

委員長 佐藤辰彦

産業競争力推進委員会 訪中団報告

1. はじめに

現在、日本の産業競争力は低下して世界で26位乃至30位といわれ、この産業競争力の回復は日本産業において深刻かつ重大な緊急課題となっている。中国等のアジア諸国からの低成本製品は日本企業の競争力を大きく低下させ、中国等における日本企業製品の模造品は日本企業の市場シェアを大きく低下させる規模まで拡大し深刻な問題となっている。

この課題に向けて小泉首相が議長の知的財産戦略会議を立ち上げ、知的財産により日本企業の失った国際競争力を回復することが目指している。これを受け日本弁理士会は、海外の日本企業活動を弁理士が知的財産権を通じて支援するための環境整備を行い、これによって日本産業の競争力を推進するために「産業競争力推進委員会」を設立した。平成14年度の当委員会は、特に日本企業が技術移転を積極的に行っており、また、日本企業製品の模造品の最大供給源となっている中国における日本企業の活動を弁理士が知的財産権を通じて支援することが可能となるように環境整備を行うことを重点課題とした。

具体的活動としては、中国の知的財産権に関する法規・判例・審査基準・書籍等の文献データベースの構築、中国での日本企業の知的財産活動を支援する中国知的財産権専門家のデータベースの構築、日本弁理士会と中国専門家団体との連携強化を行った。その結果、文献データベースおよび専門家データベースは日本弁理士会のホームページに掲載予定である。中国専門家団体との連携強化は、今まで交流のなかった中華商標協会と平成14年11月24日に北京で今後の交流並びに中国における不正商品撲滅活動の協力について覚書を締結し、同年11月25日・26日に産業競争力推進委員会の委員で構成する訪中団が専門家交流を行った。

2. 日本弁理士会と中華商標協会との覚書締結について

日本弁理士会は中国の民間特許専門家団体である中華専利代理人協会とは交流があったが、民間商標専門家団体である中華商標協会とは交流がなかった。中華商標協会は中国有名商標企業を組織しており、模造品問題に悩む日本企業と中国企業同士の連携や、日本企業の中国における模造品問題に対する中華商標協会の支援を期待できる

ことから、日本弁理士会は中華商標協会と覚書を締結して交流を図ることとした。中国の国家機関が指導する中国商標専門家民間団体と日本弁理士会とが模造品防止活動において協力する合意が日中間ではじめて成立した。

中華商標協会は、中国国家工商行政管理総局の外郭団体で、中国有名商標企業・商標代理人・弁護士・裁判官等の商標専門家を組織する中国唯一の民間団体である。そして、中華商標協会は工商行政管理総局の指導のもと、中国市場における商標の適切な使用を指導・教育し消費者の保護を図る目的で設立されている。

今回の覚書締結で模造品等の不正商品の撲滅活動を協力して行うことが確認されると共に日本と中国との間の商標制度について研究し制度改善に協力して両国の商標制度の発展に寄与することが合意された。

3. 北京における模造品防止等に関する日中の専門家検討会の内容と意義

日本と中国両国の知的財産権制度は似ているようで多くの違いがあり、この点を踏まえた模造品対策が必要である。同時に中国の知的財産権制度がいまだ十分に確立されておらず、特に権利保護の運用において混乱があるため、今回日中の意匠・商標専門家の検討会を通じてこれらの問題点を明確にし、中国における意匠・商標の保護の範囲を確認する検討会を行った。また、中国有名商標企業も中国で日本企業と同様に模造品問題に悩んでおり、彼らと連携するため中国有名企業の不正商品対策の状況について紹介を受け、情報交換を行った。

全体交流会

講演

北京市高級裁判所知的財産庁副庁長 程 永 順 判事

「中国における意匠特許の権利判断について」

発表

中国有名商標企業による偽造品防止の体験紹介 浙江歩森集団有限公司

名譽理事長 寿彩風

中国商標法・実施条例について

商標局法律事務処 趙 剛

商標類似の審査基準

商標局審査三処 何京萍

専門家検討会

第1組 中国における商標類似判断について

第2組 中国における意匠類似判断について

第3組 偽造品防止について

今回のような日中間の知財専門家および中国企業知財担当者が日中の意匠制度および商標制度について実務を踏まえて活発な意見交換をし、両国の制度の相違点を互いに確認する作業は初めての試みであり、活発な意見交換が行われて有意義であった。特に、中国における知的財産の保護の範囲（今回は、特に意匠の保護範囲、商標の保護範囲）を明確に

することは、今後の実務の対応に大いに役立つものと考える。しかしながら、多くの事前準備を行ったものの意見交換を行う時間の制限もあり、十分な意見交換ができなかつた部分もある。これらの部分については中華商標協会から書面で追って回答してもらう予定である。

4. 今後への期待

日本産業の国際競争力の回復は日本の将来をかける事業であり、これに日本弁理士会が知的財産権を通じて支援することは弁理士の社会的責務である。今年度、当委員会の中国対策の活動もその一歩として寄与することができれば当委員会の職責を果たすことができる。しかしながら、こと、中国の知財問題についても、本年度の活動において達成できた成果は委員会の委員全員の献身的な活動にもかかわらず必ずしも多くとはいえない。まだまだ、道遠し、である。これらの課題に日本弁理士会が積極果敢に取り組み、これを継続させて行くことが期待される。

最後に今回の訪中の準備並びに作業を業務多忙の中で協力してくださった委員会委員に感謝したい。